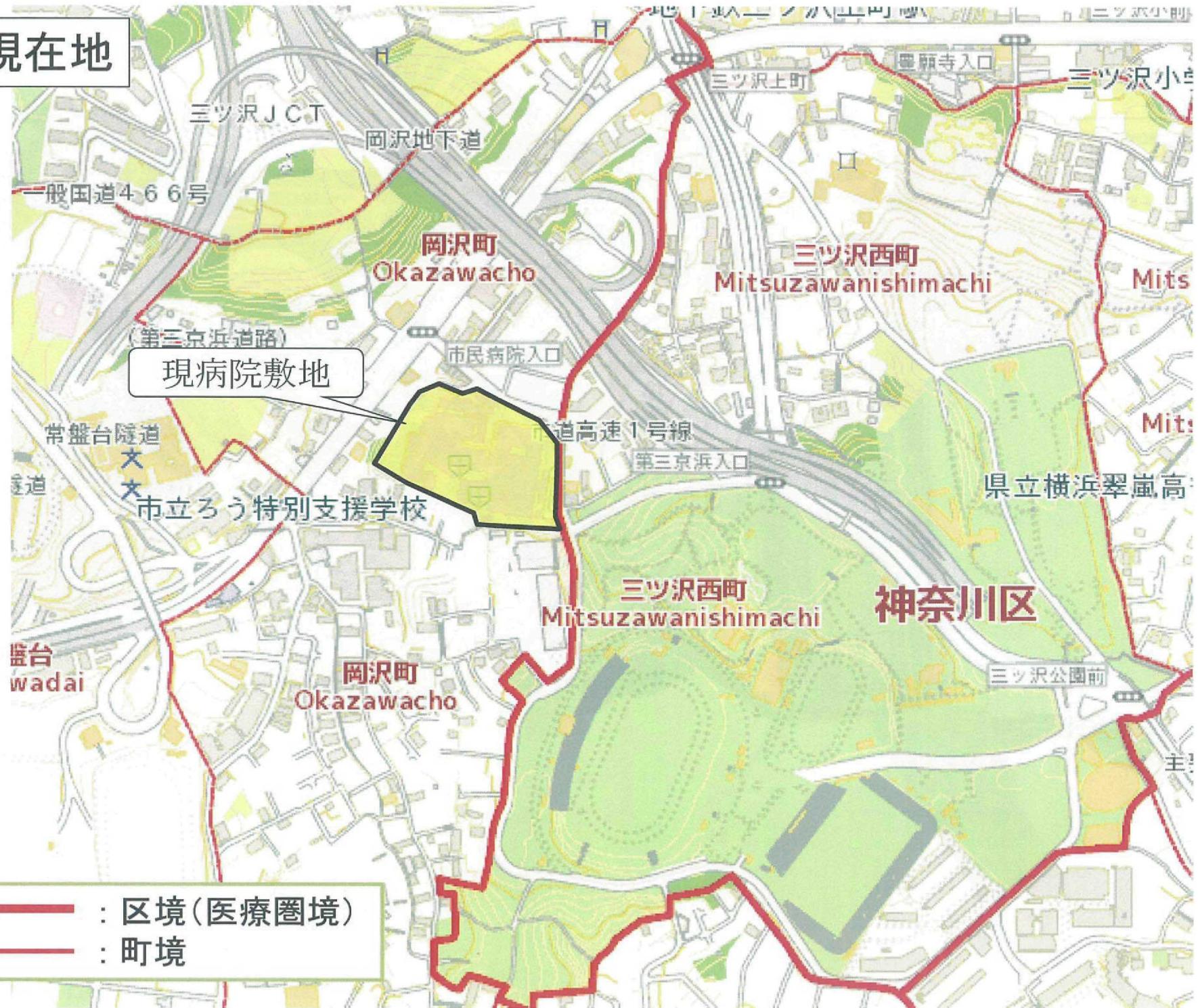


## 現在地



# 三ツ沢公園

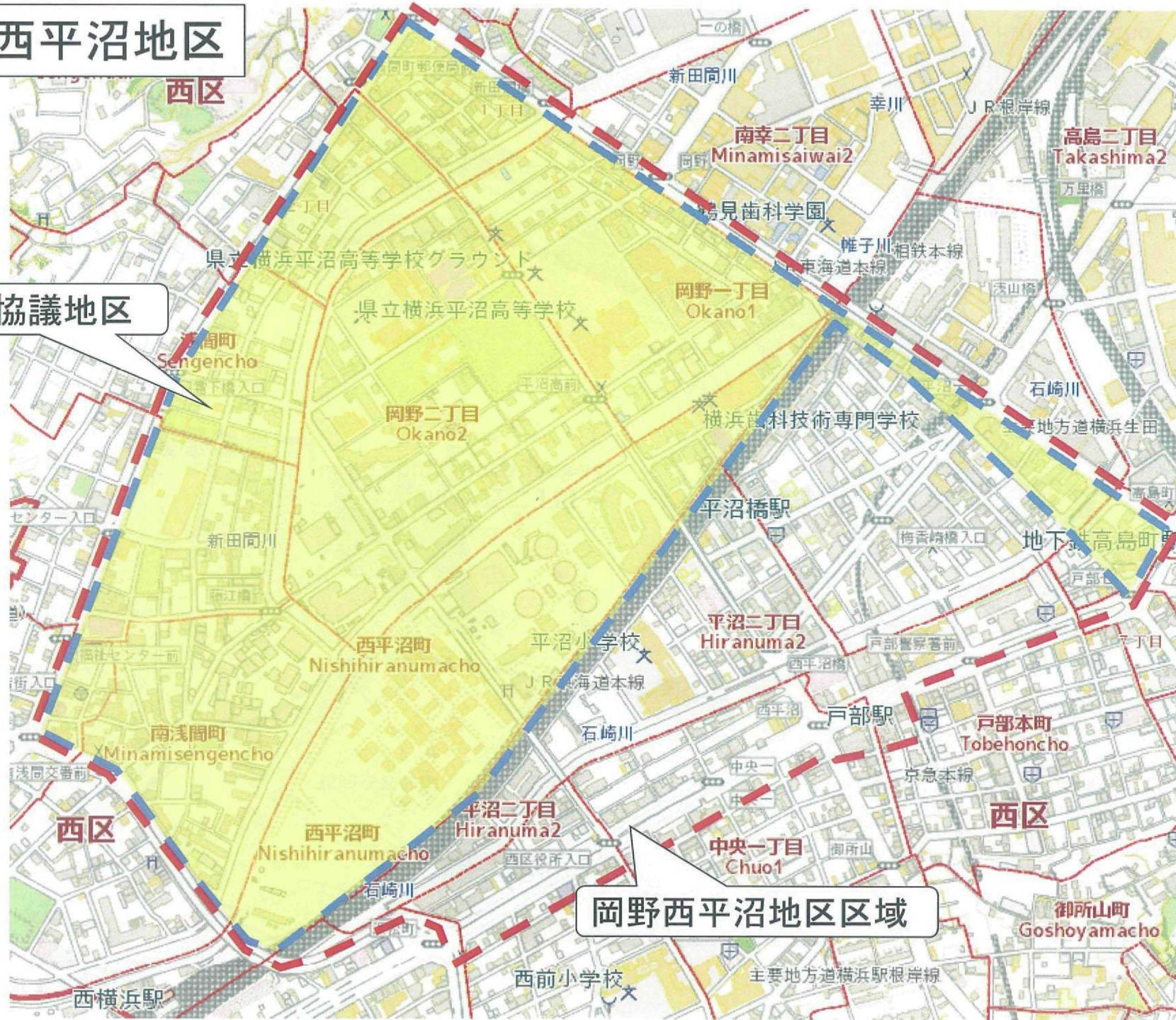
17



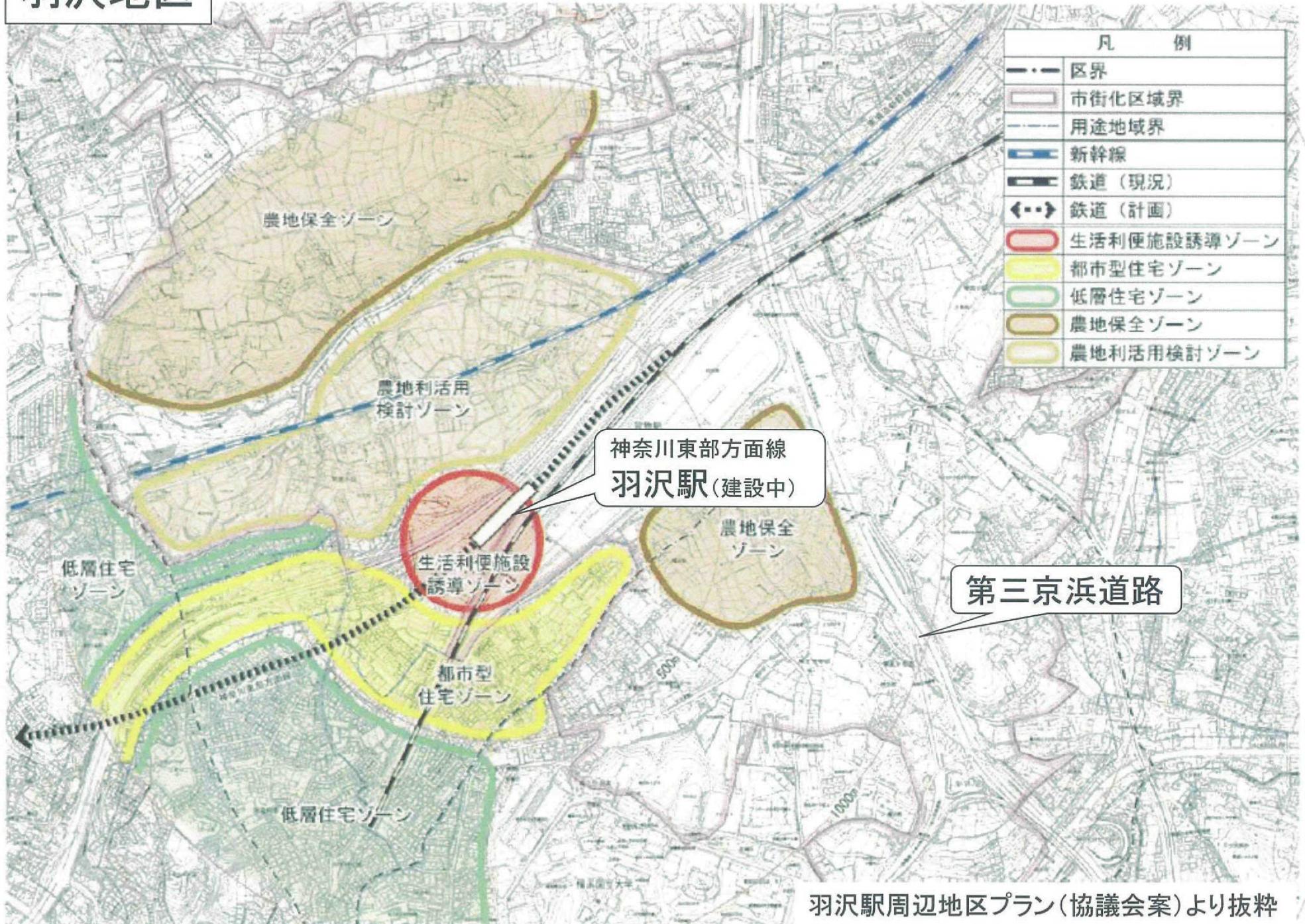
# 新桜ヶ丘地区



# 岡野西平沼地区



# 羽沢地区



## 1 基本的な考え方

「横浜駅に近い高台のオープンスペースである三ツ沢公園」と「災害拠点病院である市民病院」を一体として整備することで、両者の利点を生かした大震災時にも継続して機能できる災害医療の拠点とします。また、震災以外の災害対策の機能を強化します。

## 2 現状と整備後の機能・役割

市民病院の機能（現行）
○災害拠点病院の役割（市内 13 病院） <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に発生する重篤救急患者の受入れ</li> <li>・被災地以外へ輸送する傷病者や長期的に入院が必要な患者等の判別</li> <li>・ヘリコプター等による広域搬送拠点</li> <li>・臨時の負傷者の収容</li> <li>・被災地への医療救援班の派遣</li> </ul>
○医薬品等の備蓄・供給（8 病院） <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病、高血圧等の慢性疾患薬の備蓄【震災対策】市民病院受持区 鶴見区・神奈川区・保土ヶ谷区 1500 人分</li> <li>・有毒ガス等による中毒症状に使用する薬品の保有【都市災害対策】</li> </ul>
○感染症患者発生等への対応【震災対策】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・エアテント（感染症）の保有</li> </ul>
○都市災害における第二次応需体制（9 病院）【都市災害対策】
○その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・除染テント（生物化学灾害等）の保有</li> <li>・簡易テント（災害時負傷者収容等）の保有</li> </ul>

三ツ沢公園の機能（現行）
○広域避難場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に伴う大火災が多発し、延焼拡大した場合に輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所（避難する時間は数時間程度）。</li> </ul>
○帰宅困難者一時滞在施設（平沼記念体育馆）
○ヘリコプター離着陸場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通路が遮断された場合のヘリコプターによる市本部等への緊急連絡、人員の輸送や緊急患者の搬送、緊急物資の輸送</li> </ul>
○物資集配拠点（平沼記念体育馆） <ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上輸送の物資集配拠点</li> </ul>
○広域応援活動拠点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）の応援部隊が被災地に円滑に救助・救出活動を行うための活動拠点（派遣人員の宿営等）</li> <li>○他都市応援職員等の宿泊施設（青少年野外活動センター）</li> </ul>

一体整備により付加が期待される機能
(1) SCU 中継拠点（仮称）の設置 ※SCU (Staging Care Unit)：航空搬送拠点臨時医療施設 横浜市には現在 SCU（患者の状況の安定化を図り、搬送するにあたってのトリアージ実施のため、必要に応じて被災地域等の広域医療搬送拠点に設置される拠点）がなく、広域搬送が必要な患者の多数発生時は市外 SCU（厚木基地、羽田空港）まで搬送しなければならないため、横浜市内の SCU 中継拠点として、患者多数発生時の速やかかつ適切な SCU への搬送を行います。 ※詳細は県と要調整  (参考) SCU 本部の業務（神奈川県 DMAT 運用計画より） (1) 広域医療搬送に係る情報収集 (2) DMAT の参集状況の把握及び活動調整 (3) 傷病者の受入れ及び搬出に係る連絡調整 (4) 輸送手段の確保及び資機材などの調達に係る調整 (5) 厚生労働省、県等関係機関との連絡調整
(2) 災害時医療等のスペースの確保 【DMAT 等災害医療チームの活動拠点】 平時には研修場所等として使用する病院内スペースを、非常時には被災者へ必要な医療提供スペースとして活用するとともに、DMAT 等が医療活動を行うための宿泊や物資の備蓄を行うベースキャンプとして機能します。 【治療・トリアージスペースの確保】 災害による負傷者のトリアージや治療を行うスペースを公園内に確保し、大勢の負傷者へ医療を提供します。また、BC 災害発生時の除染スペースや新型インフルエンザ等のパンデミック時の診察・処置スペースを広く確保します。  (参考) 災害拠点病院指定要件より 施設及び設備：災害時における患者の多数発生時（入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍を想定）に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましいこと。
(3) 非常用通信機器の整備 市民病院・広域応援活動拠点と市災害対策本部、DMAT 都道府県調整本部や他災害拠点病院（DMAT 活動拠点本部）等との複数の通信手段を確保し、円滑な連絡ができる体制を整えることで、連絡調整の拠点として機能します。  (参考) DMAT 活動拠点本部の業務 ○参集した DMAT の指揮及び調整 ○管内における DMAT 活動方針の策定 ○管内の病院等の被災情報等の収集 ○管内の病院支援指揮所及び現場活動指揮所の指揮 ○消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整 等
(4) 資機材・医薬品等の備蓄・集配 トリアージや治療用のテント等、災害医療の拠点として必要な資機材を備蓄するとともに、近辺の医療救援拠点等への資機材、医薬品の集配拠点となります。あわせて、患者や帰宅困難者等に必要な物資、燃料、食料等も確保します。
(5) ライフラインの相互補完 【水の確保】災害時、三ツ沢公園に設置した耐震性貯水槽により市民病院と三ツ沢公園へ水を供給します。 【三ツ沢公園への電力供給】非常に市民病院の大規模発電機・蓄電池等で、三ツ沢公園へ照明用等の電気を供給します。三ツ沢公園と市民病院の非常用発電機を共用することで、コストを削減します。

※横浜市防災計画（震災対策編・都市災害対策編・風水害対策編）より  
(平成 25 年 4 月改正予定)

## 現在地建て替えの工程と課題

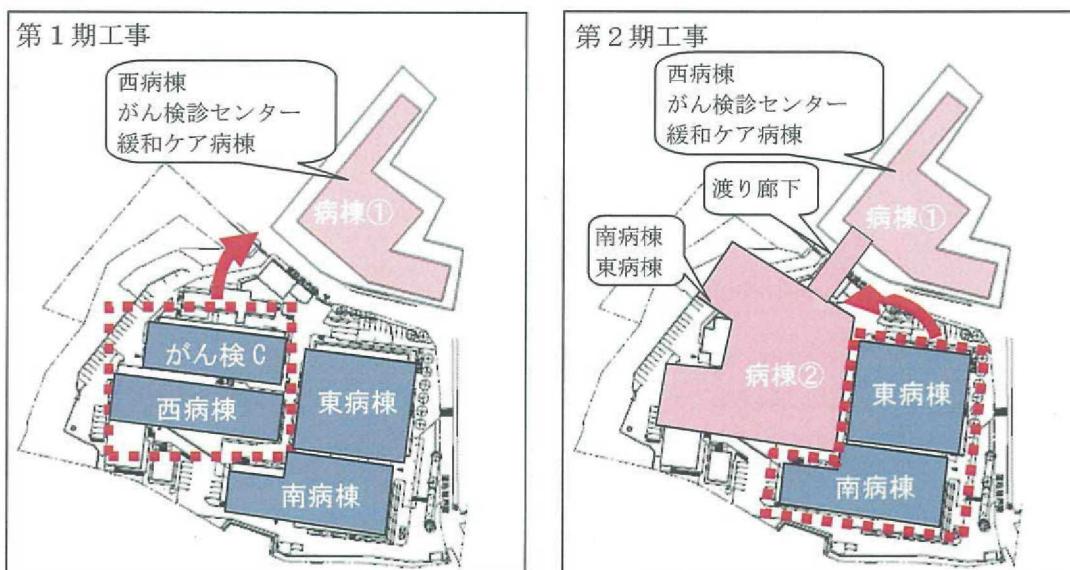
### 1 病棟の機能

病棟	東病棟	南病棟	西病棟	がん検診センター 緩和ケア病棟
面積	10,322 m <sup>2</sup>	17,135 m <sup>2</sup>	9,119 m <sup>2</sup>	4,928 m <sup>2</sup>
一般病床以外の機能	外来部門 外来化学療法室 検査部門 内視鏡室	受付・会計 大型放射線機器(除くMRI) 救命救急センター 手術室 ICU 中央材料室 厨房	MRI 感染症外来・病棟 リハビリ部門	がん検診部門

一般の外来機能として必要な部門

- 東病棟と南病棟は、構造的及び機能的にほぼ一体として使用している。また、外来として重要な部門が両病棟にまたがっている。
- 西病棟、緩和ケア病棟及びがん検診センターを先行で移転し、跡地に東・南病棟を移転する方法が運用上、最も支障が少ない。

### 2 建て替えの工程



#### <第1期工事>

病棟①の建設	→	取り壊し	→	病棟②の建設
病棟①の機能		取り壊す病棟		病棟②の機能
・西病棟 ・緩和ケア病棟 ・がん検診センター		・西病棟 ・緩和ケア病棟 ・がん検診センター		・南病棟 ・東病棟

#### <第2期工事>

病棟①の建設	→	取り壊し	→	病棟②の建設	→	取り壊し	→	地下駐車場の整備
病棟①の機能		取り壊す病棟		病棟②の機能		取り壊す病棟		
・西病棟 ・緩和ケア病棟 ・がん検診センター		・西病棟 ・緩和ケア病棟 ・がん検診センター		・南病棟 ・東病棟		・南病棟 ・東病棟		

### 3 現状から改善されない課題

各病棟に機能が分散されており、一体的・効率的な運用ができない。また、医療従事者からは「使いづらい」との声が多く、改善の要望が出ている。

#### 【具体例】

- 救命救急センターと検査機器が離れるため、緊急検査を行うまでの時間が長くなる。
- 感染症病棟と救命救急センターが離れるため、空気感染する感染症患者が救急外来へ来院し、入院する場合、動線が長くなり院内感染のリスクが高まる。

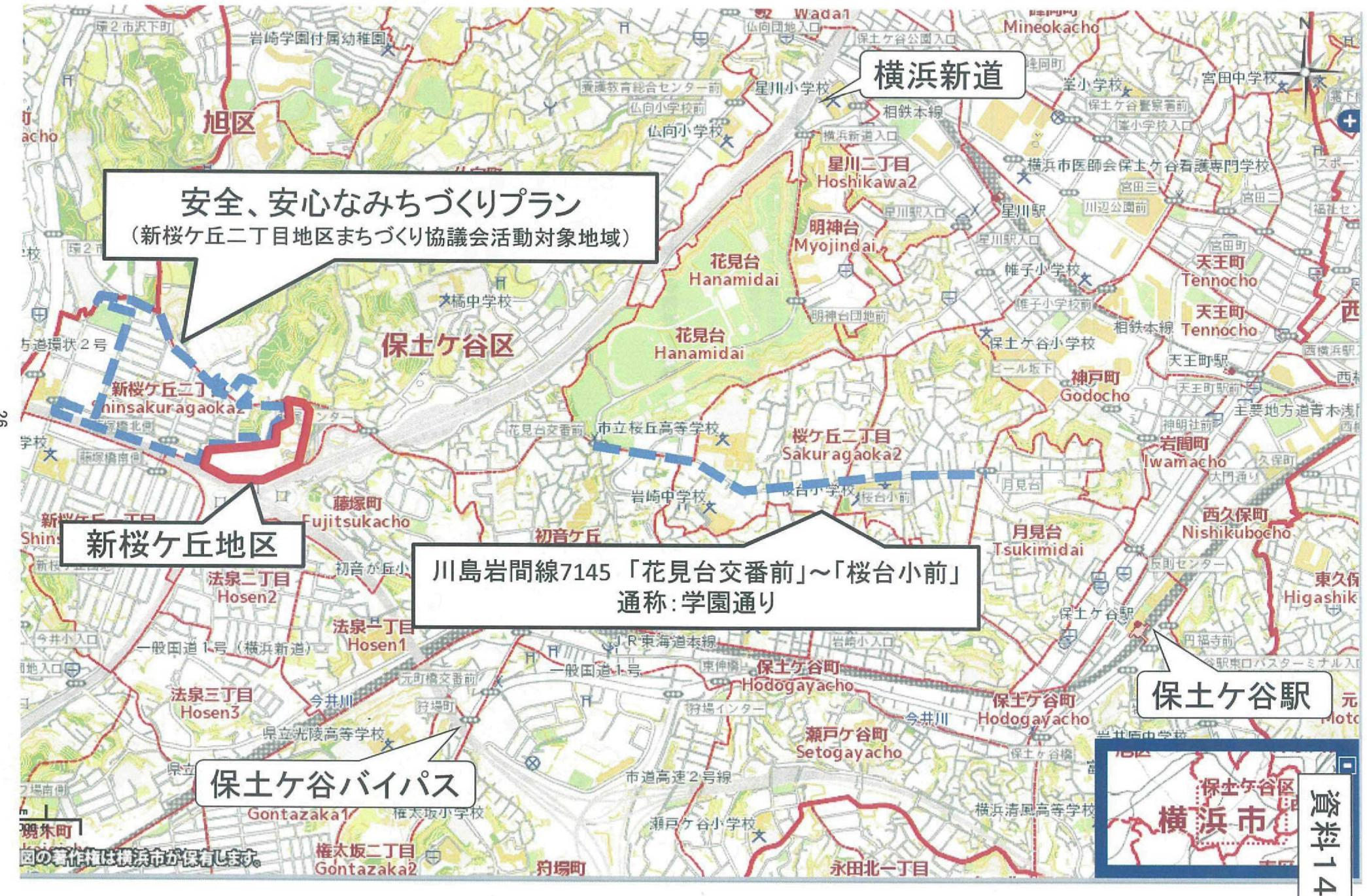
## 市民病院の周辺交通への影響予測

資料13

## &lt;一日当たりの交通量&gt;

項目	台数	算出根拠
外来駐車場利用	約500台	駐車場精算機より、平日
院内駐車場台数	114台	
院外駐車場台数(賃借)	118台	
納品業者用駐車場	60台	20台×3回転
バス	63台	市営バス87系統
救急車	約20台	平成23年度6,037台÷366日
タクシー(患者分)	120台	患者交通動向調査「自宅からタクシーで来院の患者数」から推計(一日の外来患者数で補正)
タクシー(看護師分)	約50台	夜勤・準夜勤の看護師が利用するタクシーチケットの枚数 1,400枚／月÷30日
タクシー(見舞い分)	150台	見舞客推計300～400人／日÷2
一日当たりの交通量(推計)	約1,200台	

## 新桜ヶ丘地区周辺の協議会等



## 開発許可基準と新桜ヶ丘地区の接続道路

### ○法33条基準のうち、接続道路（政令第25条第4号）（「都市計画法による開発許可の手引」より）

開発区域が接する、または開発区域内の主要な道路が接続する開発区域外の既存の道路（接続道路）は、道路法による道路で、下記の幅員がなければならない。

開発区域の面積 (ha)	接続道路の幅員 (m)			
	一戸建ての住宅	低層共同住宅等	中高層共同住宅等	住宅以外
0.1ha未満	4.5			
0.1ha～0.3ha	4.5	4.5	5.5	5.5
0.3ha～1.0ha	4.5	5.0	6.0	6.0
1.0ha～3.0ha	5.5	6.0	6.5	6.5
3.0ha～20.0ha	6.5			<b>9.0</b>
20.0ha以上	9.0			

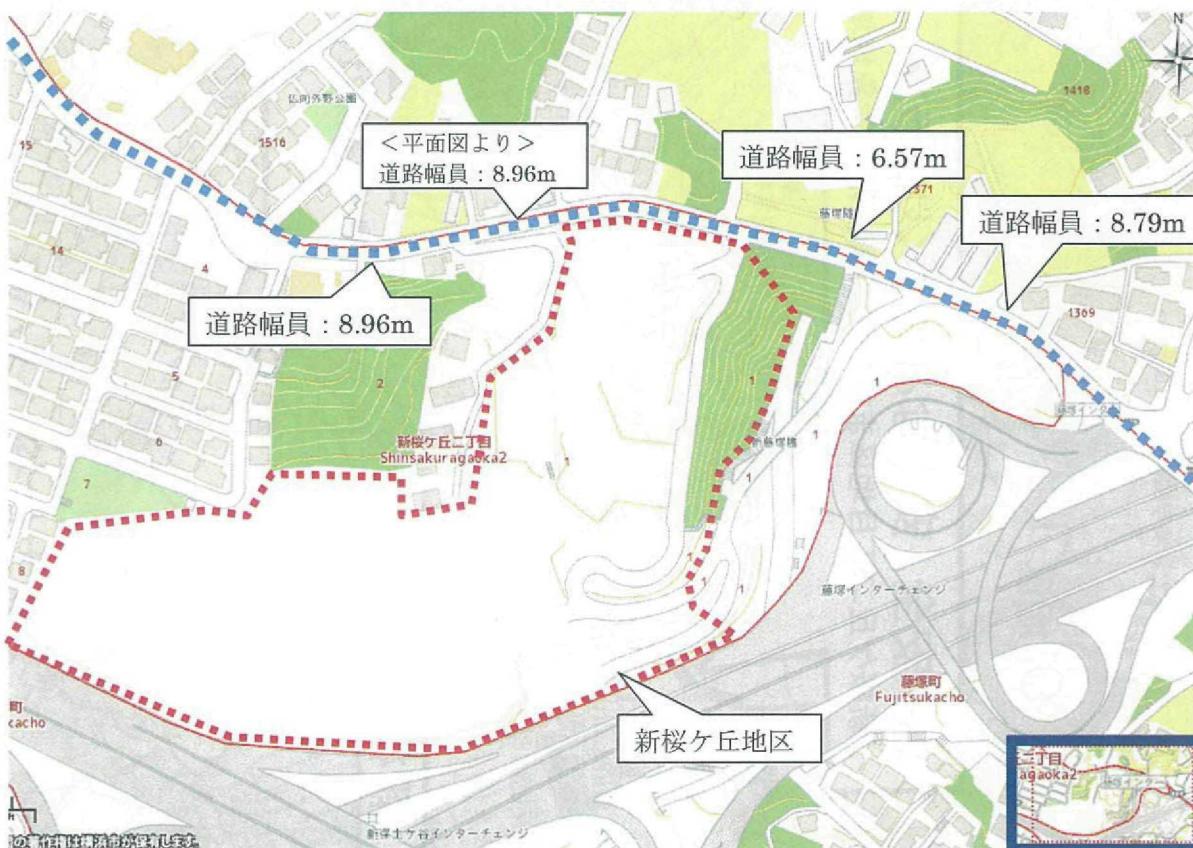
※接続道路の幅員は、車両の通行上支障がない部分（車道上に整備された部分で、車両の通行上支障となる構造物等がない部分のみ等）の幅員をいう。

（政令第25条第4号）

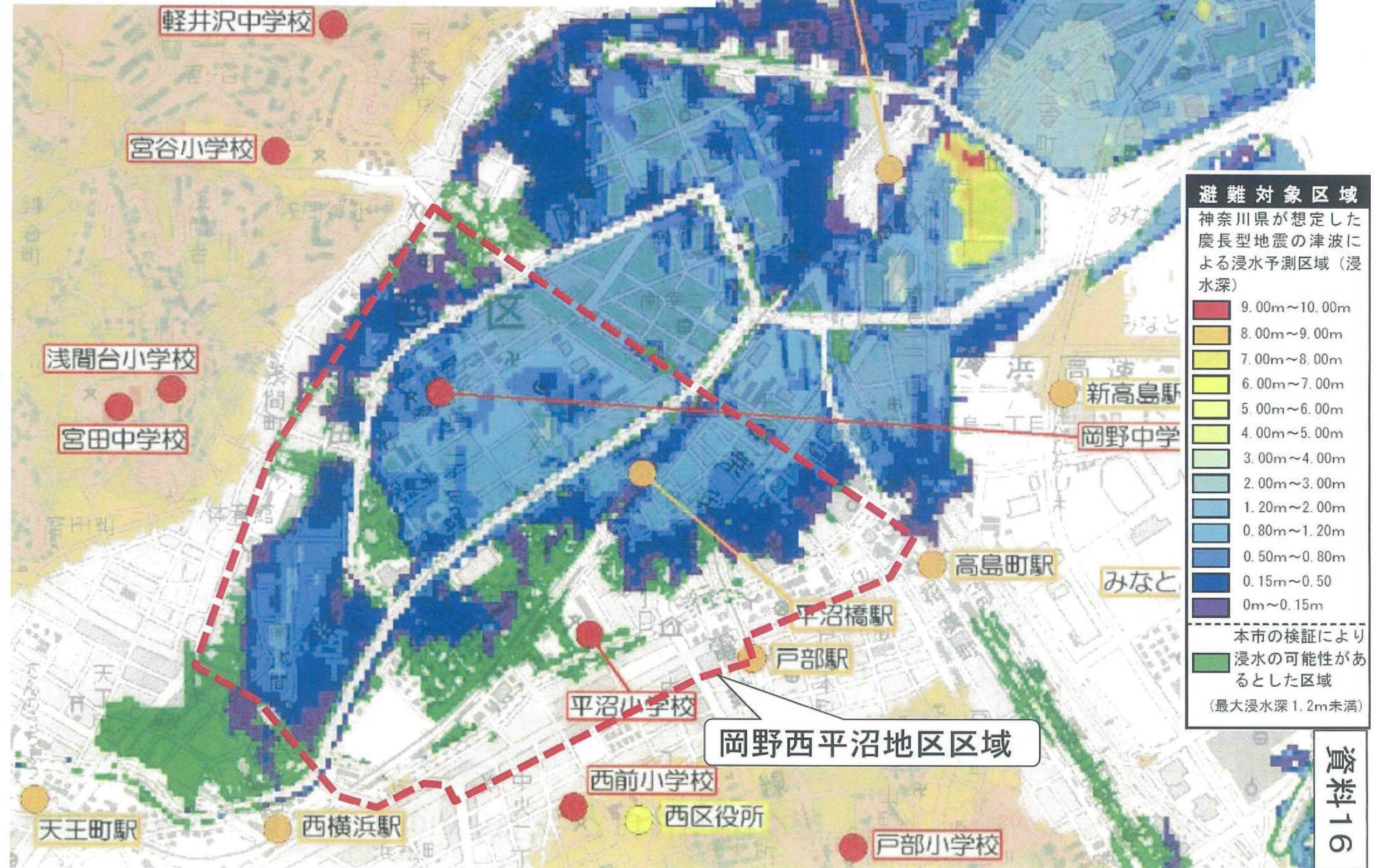
開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員九メートル（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、六・五メートル）以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していること。

### ○新桜ヶ丘地区の接続道路幅員

（道路幅員は、横浜市道路台帳図（区域線図）より。歩道・車道合わせた道路幅員で9mを満たさない）



津波からの避難に関するガイドライン(平成24年4月改定)  
避難対象区域図より抜粋・改変



# 横浜市民地震防災情報「わいわい防災マップ」より抜粋・改変

29



# 横浜市農業施策現況図より抜粋・改変

